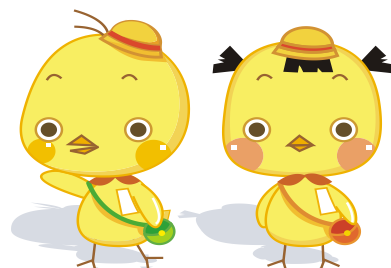


ひとり親家庭等に対する ファミリー・サポート・センター利用料の 助成について

ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用した場合、利用料の半額を助成します。

★助成対象者

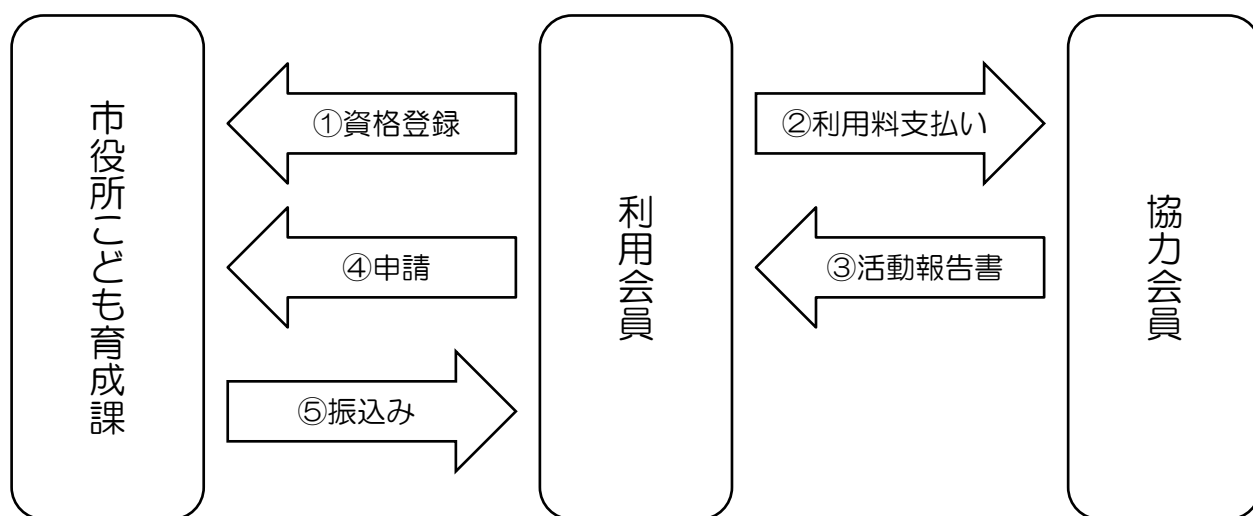
- ・ひとり親家庭等の医療費助成を受けている方
- ・生活保護を受けている方
- ・前年度分の市町村民税が非課税の方



★助成内容

利用料の半額を助成（ただし、1か月あたり1万円を限度とします。）

★助成を受けるには



①資格登録

助成対象者の審査を行い、登録を行います。（登録申請書は、こども育成課にあります。）

②利用料支払

ファミリー・サポート・センター利用料を、協力会員に支払います。

③活動報告書

相互援助活動報告書を、協力会員から受け取ります。

④申請

利用した月の翌月以降に、1か月分の相互援助活動報告書の写しを添えて、助成申請書を提出（助成申請書は、こども育成課にあります。）

⑤振込み

原則として申請書を受け付けた月の翌月末に、助成額を指定口座に振込み。

問い合わせ先 鳥栖市こども育成課 ☎85-3552